国民健康保険を第三者行為により使用する場合

【提出書類】

※被保険者(被害者)は、国民健康保険を使用する者

確 認 チェック欄	提出書類	様式番号	記入者及び作成者
	第三者行為による傷病届	第 23 号様式	被保険者(被害者)
	事故発生状況報告書 ※発生状況を詳細にわかりやすく。	別 紙 1	被保険者(被害者)又は 相手方(加害者)
	同意書	別 紙 2	被保険者(被害者)
	交通事故証明書 ※自動車安全運転センターにて発行。 ※原因が交通事故以外は添付の必要なし。	_	相手方(加害者)又は 被保険者(被害者)が、 警察署にて申請。
	人身事故証明書入手不能理由書 ※上記「交通事故証明書」が、物損事故扱い となっている場合にのみ作成する。	別 紙 3 (裏面あり)	相手方(加害者)又は 被保険者(被害者)
	誓約書	別 紙 4	相手方(加害者)
	委任状 ※上記被害者が、棚倉町子ども医療費助成 の対象になっている場合にのみ作成し、 添付する。	別 紙 5	被保険者(被害者)

【参考】

- 1 車が自損事故を起こし、同乗者の被保険者が負傷した場合は、運転者が加害者(相手方)となります。
- 2 原因の大部分が被害者にあるような事故等であっても、過失が1割でもあれば(可能性があれば)、第三者行為の届けは、加害者として取り扱うこととなります。